

ハシ島シタル之何レモ之ヲ諒トシ合署内ニ於テ  
 在双方代表者等令見互之意見ヲ開陳シ種  
 々折衝ヲ重シタル結果妥懐ヲ見出ス至  
 リタルヲ以テ之ヲ別紙懷廷書トシテ交換シ合  
 午後十時全ク解決ヲ告タルに至レリ

軍議國本部 九 記

議ニ集合所

堺市七通町字東町

議ニ

守屋秀康

議ニ

七通町東町

康

議ニ

櫻根

旭

議ニ

高畑尚吉

吉

議ニ

二生川安兵衛

恭

議ニ

佐々善次郎

協定書

一、要求項目

三、皆勤一ヶ月二分ヲ支給スルコト

五、營業御永續中ハ現在職工ハ向フ六ヶ月間解

雇ヤサルコト

六、今度ノ臨時休業中ノ日給ハ支給スルコト

右ハ大正十二年五月廿七日ヲ以テ爭議ヲ打切り全

期間ヲ兼認シ明廿八日ハ官殿下御来場ニ付敬

意ヲ表シ休業シ明後廿九日ヨリ従来通り社

業スルコト

右協定ス

大正十二年五月廿八日

梅鉢鉄工場

代表者

三浦